

## 1-2. 所得拡大促進税制の概要(要件と措置の内容)

- 法人および個人事業主が、使用人に対する給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)

### 要件

【現行 ～平成26年3月31日まで】

- ① 給与等支給額が基準事業年度(※)の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

※基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度のこと(次ページ参照)。

【要件緩和後 平成26年4月1日～】

＜改正①＞増加率「5%」を緩和  
→ 適用1～2年目については2%、3年目については3%、4～5年目については5%と段階的に増加

＜改正③＞平均給与等支給額の比較方法を変更  
→ 「継続雇用者」に限定して比較し、「前年度を上回ること」とする  
(新規採用者や退職者を除いた金額で比較できるように改正)

### 税制措置

- 適用対象年度  
平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度(各年度ごとに適否を判断する)
- 上記の3つの要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の10%を税額控除できる
- ただし、控除できる税額は、その適用事業年度における法人税の額(個人事業主の場合は、所得税の額)の10%(中小企業等の場合は、20%)を限度とする